

(登壇) 私は、議案第88号米子市犯罪のないまちづくり推進条例の制定について、議案第91号米子市営葬儀条例を廃止する条例の制定について、以上2件について原案に反対をし、否決を求めて討論をいたします。

まず議案第88号米子市犯罪のないまちづくり推進条例の制定についてであります。この条例案は最近の犯罪の多様化、複雑化、巧妙化、低年齢化に伴い市民の不安が高まり、日常生活の安全、安心が脅かされている現状をかんがみ、犯罪のないまちづくりに関し基本理念を定めるとともに市、市民、事業者等の役割を明らかにすることにより犯罪のないまちづくりを推進しようとするものと説明をされております。これは現在、多くの自治体が警察からの助言により制定しつつある、いわゆる生活安全条例と性格を同じにするものであります。私は米子市においてもこの種の条例が必要がないとの立場ではありません。むしろより行政が一步も二歩も前に出て具体的に犯罪のないまちづくりに対し行政が何をしていくのかを明らかにする、そういう条例が必要だと考えております。しかるにこの条例案は基本理念は定めるものの、逆の見方をすれば市民の生命・財産を守る使命のある行政は広報、啓発、団体活動の促進、以上に市の役割をわい小化し、市民や事業者に対し防犯対策を自分自身で行えと義務づけている条例案となっております。本来、犯罪のないまちづくり条例とするのであれば、1番として都市計画や開発行為、これに関するまちづくりの理念、そして2番目として、市の責務として公共施設の建設に当たって考えること、また犯罪が起きにくくするための環境整備をすること、そして3番目としてこれまで共同歩調をとってきた米子市防犯協議会並びに各地区防犯協議会の位置づけを明らかにすることなどについて規定をし、具体的に犯罪のないまちづくりを推進する必要があると考えます。米子市防犯協議会でのこの条例案についての具体的な議論もないままに当局はこの条例案を決定をし、またこの条例に基づいて新たな施策を展開する予定もないと答弁しております。このような不十分な条例案を可決成立することは米子市民にとってまことに不幸なことであります。以上のことから反対をするものであります。

次に、議案第91号米子市営葬儀条例を廃止する条例の制定についてであります。この条例は旧米子市において昭和24年に制定され、以来約57年間にわたり民間の葬儀費用の高騰を抑えるとともに、すべての米子市民に対し安価な葬儀を提供してきたものであります。当局の説明では、昔は葬儀社が1社であり独占のため費用が高騰しやすかったが、現在は会社が複数あり競争の原理が働いていること、2番目として多年にわたり赤字経営が続いていること、3番目として民間でできることは民間で、この3

つを理由として上げております。私は葬儀については競争が働いていないと考えております。特に近親者を病院で亡くした場合、家庭へ連れて帰るためにすぐに葬儀社を決め、具体的に数社の見積もりをとる人などないと考えております。また実際に自分で葬儀を経験するのは一生の間に一度あるかないか、したがってサービスを受ける側に相場についての知識がありません。つまり競争原理については十分に働いていないと考えております。次に赤字経営の問題ですが、私は黒字になる必要はないと考えていますが、赤字にならない方策を本当に市当局がとってきたのか大いに疑問を持っております。市営葬儀を知らない多くの市民がいらっしゃいます。また市報で大きな紙面をとって具体的な料金を掲載しながら宣伝をすれば、赤字になるなどあり得なかったと考えております。また民間でできることは民間でという考え方を否定するわけではありませんが、8社以上が参入する中で安価な料金で葬儀を分け合うということになっているのでしょうか。私は疑問を感じております。以上のことから市営葬儀を存続し、葬儀の高騰を防ぐとともにすべての市民に対し安価な市営葬儀サービスを提供することが市民全体の福祉の向上につながることでありと考えております。私は、議案第91号はこの市営葬儀条例を廃止する条例のため反対し、以上88号、91号について反対をし、多くの議員の皆様の賛同をお願いし、討論を終わります。